

徳島県告示第八百十四号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第二十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第一項に規定する県計画において定める定置漁業に係る三十キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量が、当該くろまぐろの管理期間（令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで）の知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めるため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則（令和二年徳島県規則第百号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成十五年徳島県規則第十三号）第二条第一項の規定により告示する。

なお、この告示に係る当該くろまぐろの採捕としてはならない期間は、令和二年十二月二十六日から令和三年三月三十一日までとする。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門